

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日とする)

## 目 次

- ◇ 告 示  
生活保護法による指定医療機関の廃止  
生活保護法による医療機関の指定  
中型まき網漁業に係る許可の申請期間  
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- ◇ 選 管 告 示  
昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨
- ◇ 公 安 告 示  
昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨
- ◇ 雑 報  
銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞  
一時保護を加えた児童の所持していたもの

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
篠原 医 院	日野郡溝口町長山 一五二番地一	昭和五十三年四月三十日

### 鳥取県告示第五百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
篠原 病 院	日野郡溝口町長山 一五二番地一	昭和五十三年五月一日
松本 外 科 医 院	米子市河崎一四一四番地	昭和五十三年四月十七日
安 陪 内 科 医 院	鳥取市吉方温泉三丁目 八一一番地二	昭和五十三年五月二十六日
佐治村国民健康保険 歯科診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木 二二三五番地	昭和五十三年五月一日

鳥取県告示第五百二十七号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網（一そうまききんちやく網）漁業に係る許可の申請期間を昭和五十三年六月六日から同年同月二十日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十八号

昭和五十三年四月十二日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋笠木（茶屋）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年六月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十九号

昭和五十三年五月十七日付けで東郷町から申請のあつた土地改良（久見地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年六月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和五十三年六月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

#### 公職の補候者の選挙運動に関する報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和53年3月19日執行 鳥取県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 9,783,100円

#### 3 報告書の要旨

候補者 徳山氏	氏名 徳山 泉	所属党派 北尾定明	所属 無所属	期間 4月1日から4月28日まで 第2回分
------------	------------	--------------	-----------	-----------------------------

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人件費
円	家屋費
	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	沐浴費
	雑費
その他の寄附	—
その他の収入	—
今回計	今回計
前回計	前回計
総計	総計
4,222,000	222,477
4,222,000	3,263,123
4,222,000	3,485,600

報告書受理年月日

昭和53年5月4日

第2回報告分

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及その他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十三年六月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和53年3月19日執行鳥取県議会議員補欠選挙(鳥取市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 1,784,300円
- 3 報告書の要旨

候補者名	松本 芳彬	所属党派	日本共産党	期間
氏名	松本 芳彬	所属党派	日本共産党	3月21日から
出納責任者	黒岩 洋祐			5月17日まで
氏名	黒岩 洋祐			第2回分

収入		支出	
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	円	円	
蓮公 琢己 業	50,000	人件費	—
田原 勇 政党役員	10,000	家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	195,450
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	—
その他の寄附	—	今回計	195,450
その他の収入	100,000	前回計	182,396
今回計	160,000	計	377,846
前回計	221,058		
総計	381,058		

報告書受理年月日 昭和53年5月20日 第2回報告分

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年六月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

### 一 聴聞の期日及び場所

昭和五十三年六月十五日 午前十時三十分から

米子市糺町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

### 二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市二本木四一六番地 松井 順

## 雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和53年6月6日から6箇月以内に申し出

てください。

昭和53年6月6日

鳥取県米子児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	経緯
現金	1,000円札	8枚	8,000円	昭和53年5月5日午前10時30分ごろ境港市外江町742番地県営住宅近くの路上において、所持者不明の財布を収得したものである。